

(2) 現 員

ア 事務局及び学校以外の教育機関

(令和3年8月1日現在)

課 所 名	指導主事以外	指 導 主 事	合 計
教 育 政 策 課	20		20
義 務 教 育 課	14	9	23
高 校 教 育 課	20	7	27
高 校 再 編 推 進 室	4	7	11
特 別 支 援 教 育 課	8	8	16
学 び の 改 革 支 援 課	7	27	34
心 の 支 援 課	4	10	14
文 化 財 ・ 生 涯 学 習 課	(2) 13	(16) 7	(18) 20
保 健 厚 生 課	(4) 11	5	(4) 16
ス ポ ー ツ 課	(2) 7	(2) 12	(4) 19
国 民 ス ポ ー ツ 大 会 準 備 室	6	3	9
小 計	(8) 114	(18) 95	(26) 209
東 信 教 育 事 務 所	8	17	25
南 信 教 育 事 務 所	9	16	25
南 信 教 育 事 務 所 飯 田 事 務 所	0	5	5
中 信 教 育 事 務 所	10	18	28
北 信 教 育 事 務 所	11	18	29
体 育 セ ン タ ー	2	6	8
小 計	40	80	120
事 務 局 計	(8) 154	(18) 175	(26) 329

課 所 名	指導主事以外	指 導 主 事	合 計
総合教育センター	7	35	42
生涯学習推進センター	1	2	3
県立長野図書館	18	0	18
県立歴史館	7	12	19
学校以外の教育機関計	33	49	82
合 計	(8) 187	(18) 224	(26) 411

(注) 1 教育長は除く。教育次長は教育政策課に含める。

2 ()内の数値は、休職派遣職員で外書である。

3 現員に育任職員、過員の休職者、短時間勤務職員は含めない。ただし、指導主事については過員の定義がないため休職者は全て含む。